

○皇學館大学 佐川記念神道博物館資料利用規則

（総 則）

第1条 本規則における本館資料（以下「資料」という。）とは、本館所蔵の第1次、第2次資料、寄託品及び借用品をいい、利用とは資料を手に取り熟覧し、又は実測図の作製・模写・模造・採拓・撮影すること並びに本館所蔵の写真原版を複写・印刷物に写真掲載することをいう。

なお、第1次資料とは直接資料を指し、第2次資料とは模型・模造品・模写・複製品・拓本・実測図・映像資料・録音資料をいう。

第2条 皇學館大学（以下「本学」という。）の職員及び特別の事情ある者に対しては、この規則を適用せず別に定める。

なお、本学学生については、指導教員の許可を得、学芸員又は研究開発推進センター職員立会いのもと特別観覧を許可する。

第3条 資料又は写真原版の写しを、図書又は雑誌その他の印刷物に掲載する場合や映像・録音を複製したり又は放送しようとするときは、本館の許可を受けなければならない。

（利用料）

第4条 利用料は、使用目的が教育普及・学術研究及び館長が特に認めた場合に限り無料とする。なお、これ以外の目的で使用する場合は、別に利用料を徴収する場合もある。

2 利用料を必要とする場合は、許可を受けた後速やかに本学会計担当に納入しなければならない。

なお、利用日までに正当な理由なしに利用料の納入がない場合は、利用許可を取り消すこともある。

第5条 資料を撮影した原版（原図）は、すべて無償で本館に寄贈する。

第6条 資料を図書又は雑誌その他の印刷物に掲載した場合や、映像・録音を複製したり放送した場合は、図書又は雑誌その他の印刷物に関しては2部以上、映像フィルムや録音テープは1部以上無償で本館に寄贈する。

（手続及び制限）

第7条 資料を利用しようとする者は、別紙様式により資料利用願を本館館長宛提出し、許可を受けなければならない。

第8条 資料利用は、原則として館所蔵品のみとし、その他の資料の場合は資料所有者の承諾を得、特に館長の許可を得たる者以外には許可しない。

第9条 特別貴重品（指定文化財等）又は当館が定めた貴重品並びに破損しやすいもの及び現に陳列中の資料については、資料利用を制限することがある。

（資料利用の条件）

第10条 資料利用は、休館日を除き本館執務時間内に指定の場所において行うこと。

許可を受けた場合においても天候又は本館の都合により観覧日時の変更を求める場合もある。

第11条 利用者は、利用に関してはすべて館員の指示に従うこと。もし、不都合の行為があったと認められる場合は直ちに利用を停止し、以後資料利用を許可しないことがある。

第12条 利用中過失により物件を毀損又は汚損したときは、相当の賠償をさせる。

ただし、全部の賠償をさせたときにおいても毀損又は汚損した物件は、本館に止めるものとする。

第13条 資料利用のうち写真撮影等利用に伴う諸経費は、利用者で負担すること。

第14条 掲載・放映に当たっては、当館所蔵資料は皇學館大学 佐川記念神道博物館所蔵の旨を明示すること。

第15条 写真等の撮影により生じた著作物（含映像・録音）は、許可を受けた目的に限ることとし、転載等は認めない。

（雑 則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改 廢）

第17条 この規則の改廢は、研究開発推進センター部門調整会議が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 「皇学館大学神道博物館特別観覧規則」は、廢止する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

皇學館大学 佐川記念神道博物館長殿

申請者 住 所
氏 名
担 当 者
電話番号

印

資 料 利 用 願

下記により資料利用を御許可くださるようお願いいたします。なお、撮影等により生じた著作物は、本願書の目的以外には一切使用しません。

| | |
|-----------------|---|
| 資料等の名称 及び点数 | |
| 利用目的並びに 利用方法 | |
| 資料利用の区別 | 写真撮影（単片・マイクロ）・映画撮影・テレビジョン撮影・ビデオ撮影・実測図の作製・模写・模造・熟覧・原版使用（単片・マイクロ）・写真等掲載 その他（ ） |
| 希 望 日 時 | |
| 備 考 | |

撮影並びに掲載の場合

| | | | | | |
|--------|---------------|-------|---------|-----------------|-------------|
| 目 的 | 印刷物等 の名称 | 印 刷 物 | 映 画 撮 影 | テ レ ビ ジ ョ ン 撮 影 | ス ラ イ ド 製 作 |
| | 発行部数 | | | | |
| | 仕様・ 編著者等 | | | | |
| | 掲載・放映 放送日時 | | | | |
| 備 考 | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 許 可 条 件 | <p>(1) 資料利用に際しては、必ず本館館員の立会いのもと行いその指示に従うこと。</p> <p>(2) 資料利用中、申請者の過失により物件に生じた損失等については申請者でこの責を負い相当の賠償をすること。</p> <p>(3) 「撮影等」利用に伴う諸経費は申請者で負担すること。</p> <p>(4) 掲載・放映に当たっては、当館所蔵資料は皇學館大学 佐川記念神道博物館所蔵の旨を明示すること。</p> <p>(5) 資料利用により生じた著作物（含映像・録音）は、許可を受けた目的に限ることとし転載は認めない。</p> <p>(6) 撮影原版（原図）はすべて無償で本館に寄贈すること。</p> <p>(7) 資料利用により生じた著作物（含映像・録音）は、印刷物は2部以上、映像フィルムや録音テープは1部以上無償で本館に寄贈すること。</p> |
|---------|--|

| | | | | | | |
|-------------|-------|---------------------|-------------------|----|---|----------------------|
| 利 用 料 | 1. 無料 | 使用目的が のため免除願います。 | | | | |
| | 2. 有料 | 模写・模造 実測・採拓 | | 点 | 円 | 合 計 円 |
| | | 撮 影 | モノ・マイクロ カラー・映画 | 点 | 円 | |
| | | 複 製 | 映像 録音 | 卷 | 円 | |
| | | 原 版 貸 出 | マイクロ モノ・カラー | コマ | 円 | |
| | | 掲 載 | モノ・カラー | 点 | 円 | |

資 料 利 用 許 可 書

皇大神博発第 号
年 月 日

殿

皇學館大学 佐川記念神道博物館

館 長 印

年 月 日付で申請のあった資料の については
下記により許可します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 資料等の名称 及び点数 | |
| 利用目的並びに 利用方法 | |

撮影並びに掲載の場合

| | | | | | |
|--------|-------------|-------|------|----------|--------|
| 目 的 | | 印 刷 物 | 映画撮影 | テレビジョン撮影 | スライド製作 |
| | 印刷物等 の名称 | | | | |
| | 発行部数 | | | | |
| | 仕様・ 編著者等 | | | | |

| | |
|---------------|--|
| 資料利用日時 | |
| 掲載・放映 放送日時 | |
| 許 可 条 件 | (1) 資料利用に際しては、必ず本館館員の立会いのもとに行いその指示に従うこと。 (2) 資料利用中、申請者の過失により物件に生じた損失等については申請者でこの責を負い相当の賠償をすること。 (3) 「撮影等」利用に伴う諸経費は申請者で負担すること。 (4) 掲載・放映に当たっては、当館所蔵資料は皇學館大学 佐川記念神道博物館所蔵の旨を明示すること。 (5) 資料利用により生じた著作物（含映像・録音）は、許可を受けた目的に限ることとし転載は認めない。 (6) 撮影原版（原図）はすべて無償で本館に寄贈すること。 (7) 資料利用により生じた著作物（含映像・録音）は、印刷物は2部以上、映像フィルムや録音テープは1部以上無償で本館に寄贈すること。 |

| | | | | | | |
|-------------|-------|-----------------|-------------------|----|---|----------------------|
| 利 用 料 | 1. 無料 | 使用目的が のため免除します。 | | | | |
| | 2. 有料 | 模写・模造 実測・採拓 | | 点 | 円 | 合 計 円 |
| | | 撮 影 | モノ・マイクロ カラー・映画 | 点 | 円 | |
| | | 複 製 | 映像 録音 | 卷 | 円 | |
| | | 原 版 貸 出 | マイクロ モノ・カラー | コマ | 円 | |
| | | 掲 載 | モノ・カラー | 点 | 円 | |